

【令和7年4月1日からの】 確認済証等 押印廃止に関するお知らせ

日頃より当協会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和7年4月1日より、下記について変更となります。予めご確認いただけますようよろしくお願いいたします。

1. 確認済証等の押印が廃止されます

令和7年4月1日に施行される建築基準法施行規則等の改正により、確認済証等の押印欄が廃止されます。

それに伴い、下記について、同日以降交付となるものより押印を廃止させていただきます。

- 建築基準法に基づく確認済証等(検査済証、中間検査合格证等)
- 建築物省エネ法に基づく省エネ適合判定通知書等

2. 電子申請は電子交付に変更となります

上記に伴い、電子申請システムにより申請いただいたものについて、確認済証等の交付は電子ファイルとさせていただきます。また、これに伴い、電子申請ご利用の場合の確認済証等郵送サービス、及び CD-R データサービスは廃止させていただきます。

※ 電子交付については、電子申請システムを利用いたします。電子交付された確認済証等の電子ファイルは、共有設定にてダウンロードの権限の設定が可能となる他、ダウンロード可能期間を設ける予定となっております。詳細について、3月末を目途に別途ご案内させていただきます。

3. フラット 35 について

フラット 35 の適合証明書等については、様式の変更が生じないため、これまでどおり書面(機関印あり)交付のみとなります。よって、フラット 35 の適合証明書等郵送サービスは継続となります。

また、CD-R データサービスは廃止となりますので予めご了承ください。

【その他のお知らせ】 レターパックのお取扱が変更となります

これまで郵送サービスは、赤い封筒のレターパックプラスにてお取扱させていただいていましたが、青い封筒のレターパックライトに変更いたします。これにより、郵便受けに投函されるため、ご不在時でもお受け取りが可能となります(基本的には、発送日の翌日のお届けとなりますが、配達状況によって翌々日のお届けになることもございます。予めご了承ください。)